

平成13年(ネ)第3260号 公式陳謝等請求控訴事件

一審原告 朴 ■ 一 外79名

一審被告 国

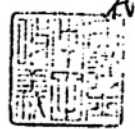
準備書面(2)

2002年(平成14年)5月7日

大阪高等裁判所 第3民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁 護 士	小 野 誠	之
同	堀 和 幸	
同	山 本 晴 太	
同	松 本 康 之	
同	池 上 哲 朗	
同	武 田 信 裕	
同	金 京 富	
同	新 谷 正 敏	
同	中 田 政 義	
同	戸 田 洋 平	



第1 消滅時効援用の主張に対する反論

1 時期に遅れた攻撃防御方法

一審被告は、控訴理由書において、控訴審における予備的主張として、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権は、本件爆沈の時から行使しうるから、昭和30年8月24日の経過により、時効によって消滅したとし、その消滅時効を本訴において援用するとしている。しかし、本件において一審被告は、原審では全く消滅時効の主張をしてこなかった。そして、原審において消滅時効の主張をしなかったことについて全く合理的理由はない。消滅時効の主張は、事件の流れによって新たに争点として浮かび上がってくるような性質のものではなく、主張しようと思えば原審においても、しかも相当初期の段階で主張できたはずのものである。従って、このような一審被告の主張は、時期に遅れた攻撃防御方法として却下されるべきものである。

仮に一審被告の主張が却下されなくても、以下に述べるとおり、本件における損害賠償請求権に関する消滅時効の起算点は一審被告の主張するような浮島丸爆沈時ではなく、本件提訴直前であって、消滅時効は完成しないのであり、一審被告の主張は失当である。

さらに、仮に消滅時効の起算点が一審被告の述べるように浮島丸爆沈時であったとしても、以下に述べるとおり、一審被告が消滅時効を援用することは著しく正義・公平に反し、権利の濫用であり、許されるものではない。

以下、各論点につき詳述する。

2 本件における消滅時効の起算点について

1) 「権利を行使することを得るとき」(民法166条1項)の意義

(1) 民法166条1項に言う「権利を行使することを得るとき」とは、単にその権

権利の行使について法律上の障害がないというだけではなく、さらに、「権利を行使しうることを知るべかりし時期」、すなわち、権利の性質、内容及び権利者の職業、地位、教育などから、権利を行使することを現実に期待又は要求することができる時期と解すべきである（最高裁平成8年3月5日判決、民集50・3・383、静岡地裁浜松支部昭和61年6月30日判決、判時1196号20頁等）。以下、理由を述べる。

- (2) まず、同条の文言からは、停止条件が未だ成就せず又は期限が未だ到来しないなどの法律上の障害があるために権利を行使することができない場合には未だ時効は進行するものではないということを意味する規定であることは明らかであるが、それ以上に、権利を行使するにつき法律上の障害がない時は常に直ちに時効は進行するということまで一義的必然的に意味する規定であるとは解することはできない（上記浜松支部判決）。

なぜなら、権利の種類、性質によっては権利の行使につき法律上の障害はなくともその権利の行使を当事者に期待することが事実上不可能に近いものが存し、このような場合には「権利を行使することを得る」とは単にその権利につき法律上の障害がないというだけではなくその権利行使が現実に期待できるものであることをも必要とすると解さなければ、権利は行使の可能性もないまま消滅時効の完成により失われてしまうことになり不当だからである（上記浜松支部判決）。そして、このように考えることは、「権利の上に眠る者は保護に値しない」という時効制度の趣旨ともよく合致する。すなわち、権利行使が現実に期待できない者については、「権利の上に眠る者」とは言えないからである。特に、本件における一審被告のように、長年に渡って一審原告らに対して何らの措置も講じようとせず、事件の解決を怠ってきた、いわば債務者が「権利を眠らせる者」である場合には、この趣旨はより一層当てはまるのである。

- (3) ただ、このように考えた場合、権利者が余りにも非常識のため権利の存在を知

らないときは、いつまでも時効が完成しない危険があつて妥当ではないという批判が予想される。しかし、これに対しては、単に個々の権利者の主観的事情のみを基礎に考えるのではなく、「一般人」を基準にして、当該事情のもとで一般人なら権利の存在あるいは権利行使の可能性を認識しうるか否かを判断することによって、解決できるものとする。

- (4) また、このように解するときは、債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、本来の債務の履行請求権の消滅時効の起算点にとらわれることなく、時効制度の趣旨に立脚し当該損害賠償請求権の性質等を考慮して独自に決定すべきこととなり、両請求権の起算点が一致しない場合も生じうる。

しかし、本来の債務にしてもその債務不履行にしても、一般的にいつて種々の内容又は態様があるうえ、個別の事案における各債務、各債務不履行、債務不履行から生ずる各損害はその事案ごとに別異なるものであり、本来の債務の履行請求権と債務不履行による損害賠償請求権との関係も画一ではない。しかも、損害賠償請求権である以上は損害の発生を不問にして権利の発生やその消滅時効を考えることはできないというべきであるが、損害の発生時は本来の債務の履行を請求しうる時期と一致するとは限らない。

従って、いかなる債務、いかなる債務不履行の場合でも債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効の起算点を本来の債務の履行請求権の消滅時効の起算点と一致させなければならない必然的な理由は全くないと言ふべきなのである（上記浜松支部判決参照）。

2) 本件におけるあてはめ

(1) 権利の性質・内容について

本件一審原告らの有する権利の内容は、まず、一審原告らと一審被告との間に浮島丸への乗船により私法上の旅客運送契約に類似した法律関係が成立し、これに基づき、一審被告には乗船した者に対して釜山港又はその近辺の港まで安全に

運送する義務、朝鮮の港まで到達することが困難な場合には、安全に最寄りの港に運送し、又は出発港に還送する義務（いわゆる安全配慮義務）が生じ、一審被告がこれを怠ったことによる損害賠償請求権である。

そして、安全配慮義務不履行による損害賠償請求が主張されこれが認められたことが公刊されたのは1973年になってからである（福岡地裁小倉支部1972年11月24日判決についての判例時報1973年4月21日号、東京地裁1972年11月30日判決についての判例時報1973年6月11日号）。また、安全配慮義務の存在及び安全配慮義務不履行に基づく損害賠償請求権の存在が最高裁で認められ、広く一般に知れ渡ったのは、国家公務員の公務災害に関する1975年2月25日の最高裁判決である。

このように、安全配慮義務不履行による損害賠償請求権は権利として確立するのが遅かった上、安全配慮義務の具体的内容は安全配慮義務が問題となる当該具体的状況によっても異なりまたその債務不履行の内容もそれぞれ具体的内容により異なるため、安全配慮義務不履行による損害賠償請求権を具体的にとらえることは他の権利に比べるとはるかに困難である。

(2) 権利者（一審原告ら）の生活

浮島丸の爆沈から生還した者は、その後全員最終的には朝鮮へと帰還している。生還者の遺族についても、死亡者の遺族についても、全員が現在朝鮮半島在住の者である。そして、一審原告らが原審から主張しているとおおり、浮島丸事件の典型的な被害者像は、朝鮮で農業に従事していた青壮年男子が徴用令状により強制的に日本に連行され、三沢飛行場や大湊港の土木工事、青森の炭坑で働かされていたというものであり、彼らは帰還後も身体的後遺障害・精神的後遺障害が残り、その後の労働に支障を来し、治療費の負担に苦しみ、生活苦が続く状態で必死に生活してきたのである。そして、遺族については、家計の中心を担う働き手を失い、悲嘆と経済的苦労のうちに戦後を過ごし、一審被告に対する何らかの措置を

講じようとするいとまもなく必死に生活してきた者たちである。

以上の事実からすれば、一審原告らが日本の法律に疎いことは至極当然のことであり、弁護士等の法的知識を有する者が賠償の可能性について一審原告らに指導を与えることができた時点まで、一審原告らが一審被告に対して安全配慮義務違反を含めた何らかの賠償を求めることを期待することはおよそ不可能だったものである。

(3) 日韓協定の解釈について

さらに、1965年に日韓協定が締結された際、当時の日本政府の見解は、「日韓協定により日本と韓国との間の請求権問題はすべて解決され、日韓両国及び両国民は、相互に請求権に関するいかなる主張もでき」ないというものであった。その後、日本政府が1991年8月27日に至って、日韓協定は個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではないという公式見解を表明した。従って、日本政府の上記見解が表明されるまでは、一審原告らの個人的事情を越え、かつ一審原告らの関与可能性のない客観的、一般的状況により、一審原告らが本件損害賠償請求権を行使することは現実に期待し得ない状態にあったというべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本件において安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の時効の起算点は、早くとも日本政府が日韓協定の請求権に関する公式見解を発表した1991年8月27日、遅ければ本件提訴直前に一審原告らが安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権による一審被告からの賠償の可能性について指導を受けた時点であり、従って1992年8月25日に提訴した本件においては、いまだ消滅時効は完成していないと言うべきである。

3 一審被告の時効援用が権利の濫用であること

1) 総論

時効制度の存在意義については、「真の権利者の権利を保護し、弁済者の二重弁済を避けさせるための制度」なのか、「永続した事実状態をそのまま尊重する制度」なのか、諸説が存在するが、いずれの説に立ったとしても、その結果が正義公平の法理に適うことが要求される点では争いがない。時効が援用権者の援用を待ってその効力を生ずると規定したこと（民法145条）も、もたらされる結果が正義と公平に適うべきことを法が表明したものであるといえる。

時効制度を「真の権利者を保護し、弁済者の二重弁済を避けさせるための制度」と解する説によると、「本来的には、権利者でないこと、弁済してもいないことが明らかになった場合に時効の保護を与える必要はない」（星野英一、法学協会雑誌90巻6号917頁）のであり、このような場合には仮に時効期間が満了していても、時効援用は信義に反し権利濫用として許されないことになる。

また、時効制度を「永続した事実をそのまま尊重する制度」と解する説によっても、「社会の法律関係の安定ないし社会秩序維持」を主たる根拠としながらも、それのみによるのではなく、「権利の上に眠る者は保護しない」「証明困難の救済」という点も当然加味してその制度趣旨を考えている。

我が国の裁判例においても、以上の観点から時効援用につき権利濫用であるとして排斥したものが多数存在する。これらの裁判例において時効の援用を排斥すべきか否かの判断要素としては、以下の4点が挙げられる。

- ① 権利不行使に対する義務者の加担
- ② 権利不行使に対する非難性の欠如（権利の上に眠ったと評価されないこと）
- ③ 義務者保護の不適格
- ④ 時効援用によりもたらされる結果が著しく正義公平に反すること

(①については、福岡地裁平成14年4月26日判決（公刊物未登載）、東京地裁平成13年7月12日判決（判タ1067.119）、福岡地裁平成元年4月1

8日判決（判時1313.17）等、②については上記福岡地裁平成14年判決、上記東京地裁平成13年判決、福島地裁いわき支部平成2年2月28日判決（判時1344.53）等、③については上記福岡地裁平成14年判決、上記福島地裁いわき支部平成2年判決、新潟地裁平成6年6月30日判決（判タ849.279）等、④については上記に挙げた全ての判決等を参照）

そこで以下、本件についてこれらの判断基準ごとに検討し、一審被告の時効援用の主張が著しく正義公平に反するもので許されないことを論証する。

2) 権利不行使に対する一審被告の加担

- (1) 権利者が権利を行使しなかったことについて義務者が加担しておきながら、時効を援用することは信義に反する。義務者が自ら権利者の権利行使を阻害したり、あるいは権利不行使の原因を作ったような場合には、義務者の時効援用の主張は正義・公平に反するものとして制限されるべきである。

このような観点から本件の事実関係を見ると、以下に述べる事実によると、一審被告らは明らかに一審原告らの権利行使を阻害したと言うべきであって、このような一審被告が消滅時効の主張をすることは著しく正義・公平に反するものとして許されないのである。

- (2) まず、一審被告は浮島丸事件について何の発表もせず、日本国内において最初に浮島丸事件が報じられたのは1945年10月8日の朝日新聞の小さな記事であった。その後も一審被告は事件について何らの対応も行ってこなかった。そして、爆沈した浮島丸の引き揚げが始まったのは、事件から4年半以上もたった1950年3月になってからであり、それも、業者から申請を受けた一審被告がやっと重い腰を上げたに過ぎないものである。

また、一審被告は、浮島丸に乗船していた日本人に対しては、1952年に施行された戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という）に基づいて補償を行っているにも関わらず、一審原告らに対しては、サンフランシスコ平和条約

により日本国籍を喪失したことを根拠に、何らの措置も講じようとしなかった。

さらに、本件において原告が権利行使をなすためには、原告に調査能力がない以上、一審被告による事故の原因、死没者の情報等の調査、発表行為が不可欠である。しかし、一審被告はこのような行為を全く怠り、一審原告らの権利行使を阻害し続けてきたのである。

(4) 以上のように本件一審被告の行為は、一審原告らの権利行使を阻害し、権利不行使の原因を作ったものと評価できるのであるから、このような一審被告が消滅時効の主張をすることは許されないのである。

3) 一審原告らの権利行使の困難性～一審原告らは権利の上に眠っていたものではない～

(1) 前述のとおり、浮島丸に乗船していた者については、生還者についても、その遺族についても、死亡者の遺族についても、全員が現在朝鮮半島在住の者である。一審原告らはみな、悲嘆と経済的苦労のうちに戦後を過ごし、一審被告に対する何らかの措置を講じようとするいとまもなく必死に生活してきた者たちなのである。このように朝鮮半島で生活してきた原告たちは、日本国に対する何らかの賠償請求など、およそ考えることもなく過ごしてきたのである。さらに言えば、日本の戦争において戦死、戦傷した人々は、対日協力者と誤解されることさえあり、朝鮮半島においてもなかなかその苦しみを理解されなかったのが彼らの実情なのである。

(2) このような中、1990年になり、「日本国に朝鮮と朝鮮人に対する公式陳謝と賠償を求める裁判をすすめる会」によって、初めて朝鮮人による日本国に対する公式陳謝と賠償を求める裁判が提起され、彼らの呼びかけによって一審原告らの一部の者（特に第1次提訴を行った者の一部）が日本国に対する賠償責任追及の可能性を認識し始め、その後一審原告らは、遅滞なく本訴提起に及んでいるのであるから、このような一審原告らの権利行使について、権利の上に眠っていた

ものであると評価することは許されない。

4) 一審被告らの消滅時効による保護の不適格性

(1) 前述のとおり、時効制度の存在理由を「真の権利者を保護し、弁済者の二重弁済を避けるための制度」と解する立場からは、権利者でないこと、弁済していないことが明らかになった場合には、消滅時効の保護を与える必要性が乏しいことになる。また、「永続した事実状態をそのまま尊重する制度」と解する立場によっても、「証拠散逸による証明困難の救済」の必要性がない場合には、同様の義務者に消滅時効援用による保護を与える必要性が乏しい。

(2) まず、一審被告が一審原告らに対して戦後一切の補償をもなしていないことは明白である。

(3) また、当時の浮島丸の航行に関する資料、乗船していた者に関する資料、舞鶴入港の理由に関する資料等、一審被告に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権に関する証拠方法については、一審被告こそが詳細な資料を保持しているものであるが、原審において一審被告は、立証責任は一審原告らにあるなどという理由でこれらの資料を提出することを拒否し、一審原告らの主張に対して何ら具体的な主張立証を行ってこなかったのである。一審被告が具体的な主張立証をしないのは、証拠の散逸によって具体的な反論ができないということでは決してない。このような一審被告に消滅時効による保護を与える必要性など全くない。

5) 時効援用が招く結果の著しい不正義、不公平

(1) 消滅時効の援用は、権利者の権利を奪い、義務者の義務を免れさせるという非常に重大な効果を生ぜしめるものであるから、その結果が著しく正義・公平に反するときは、正義・公平の理念によって、その援用が制限されなければならない。

(2) まず、本件においては、一審原告らの受けた被害は非常に甚大である。一審原告らは前述したとおり、生還した者も、死亡者の遺族についても、戦後の朝鮮半島において精神的、経済的に非常に苦しんで生活を送ってきた。このような一審

原告らの苦しみは今なお歴然と根深く残っていることは、先日の第1回口頭弁論における原告全承烈の意見陳述によっても明らかである。

(3) 一方一審被告は、このような一審原告らの存在について全く眼を向けようともせず、戦後補償の問題は日韓協定等の政治的レベルにおいて全て解決済みであるなどという完全に誤った認識の下、個々人に対する補償の努力を怠ってきたものである。

(4) 一審原告らの苦しみは、たとえ幾ばくかの補償を受け取ったからといって和らぐものではない。しかし、そのような僅かな補償ですら全く行おうとしない、しかも消滅時効などという国家自らが作り出した制度によって自らの責任を回避しようとする一審被告の態度は、一審原告らの苦しみを増大させるだけなのである。今ここで一審被告に消滅時効の主張を認めることは、以上のとおり、著しく正義、公平に反するのであって、断じて認められてはならないのである。

6) まとめ

以上のとおり、一審被告の消滅時効援用の主張は、これまで裁判例において集積されてきたいかなる要素から見ても、権利の濫用であることは明らかなのであり、到底許されるものではない。

以 上